

令和5年8月1日

事業主様

千葉県医業健康保険組合

マイナンバーカードによる医療機関等受診に係る注意事項及び周知のお願いについて

平素より当組合の保険事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年4月1日よりオンライン資格確認の導入が保険医療機関・薬局（以下「医療機関等」という）に原則義務化され、令和5年7月2日現在で約78.6%の医療機関等において運用が開始されています。

当組合では、各種届出に関して5日以内の提出をお願いし、個人番号等に係る情報の迅速かつ正確なデータ登録に取り組んでおります。

健康保険証の発行時にはJ-LIS（地方公共団体システム機構）のネットワークシステムによる住民基本台帳との突合を行い、オンライン資格確認等システムへの登録を完了したうえで健康保険証を発行しておりますので、マイナンバーカードも健康保険証として医療機関等で利用できます。

なお、マイナンバーカードによる受診の際は、事前にマイナポータルにて保険証利用登録と資格記録及び登録が適正に完了しているかの確認をしていただき、念のためマイナンバーカードと併せて健康保険証をご持参ください。

また、厚生労働省の通知内容に基づく別添リーフレット（※）「医療機関等の受診にはマイナンバーカード！」をご確認のうえ、新しく加入された被保険者様に健康保険証と一緒にお渡しいただいたり、院内に掲示をしていただくなど、被保険者等への周知をよろしくお願い申し上げます。

※リーフレットについては当組合HP (<https://www.igyoku-kenpo.jp>)からもダウンロード可能です。